

秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例に  
規定する「知事が認める者が証する書類」について

建 ー 6 7 9  
令和 7 年 4 月 1 日  
秋田県建設部建築住宅課

秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例（平成28年秋田県条例第35号。以下「条例」という。）に規定する「知事が認める者が証する書類」（以下「適合証」という。）は次のとおりとする。

- 1 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分にあっては建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、一戸建て住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分にあっては住宅の品質の確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による技術的審査適合証。
- 2 住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6以上（法施行の際現に存する建築物の住宅部分については一次エネルギー消費量等級5以上）に適合している場合に限る。）の写し。

令和4年10月1日付け建ー410の通知による取り扱いは廃止する。